

相談所だよ

塩尻中小企業相談所

塩尻商工会議所 塩尻市大門一番町12番2号 えんぱーく406

電話番号：0263-52-0258 FAX：0263-51-1388

榑川支所 塩尻市木曾平沢2221-1

電話番号：0264-34-2153 FAX：0264-34-2593

【塩尻商工会議所ホームページURL <http://www.shiojiri.or.jp>】

年末調整個別相談会 開催

青色申告者対象の年末調整個別相談会を下記の通り開催いたします。

また、「納期の特例」の承認を受けている方は納期限（改正前：翌年1月10日→改正後：翌年1月20日）が改正されていますが、誤りのないよう早めに済ませることをおすすめいたします。

会場	開催日	時間
塩尻商工会議所 会議室	平成25年1月9日(水)	9:30~16:30
	" 1月10日(木)	
塩尻市広丘公民館 1階大会議室	平成25年1月10日(木)	9:30~16:30
塩尻市榑川公民館 2階和室	平成25年1月9日(水)	9:30~16:30

●受付終了時間：午前11:30、午後16:00 時間内にお越しください。

○榑川支所：1月5日～1月10日の間、平日8:30～17:00まで経営指導員が常駐します。

＜持ち物＞

- *源泉徴収簿（賃金台帳） *7月源泉税納付時の納付書
- *介護医療保険・生命保険・地震保険・個人年金等の控除証明書
- *国民年金・国民健康保険料の控除証明書
- *従業員の住所・生年月日・扶養者氏名、生年月日 *昨年の年末調整書類控え
- *税務署より送付されている納付書・源泉徴収票等年末調整関係書類をご持参下さい。

特に、『納付書』は予備がございませんので必ずお持ち下さい。



『1日公庫のご案内』 ～開催日：12月6日(木)～

塩尻中小企業相談所では、年末年始に向けての事業資金相談会『1日公庫』を日本政策金融公庫と連携し開催いたします。当日は、金融公庫の担当者が当所にてご相談をお受けし、内容によっては当日お申込みまで受け付けていただけます。

ご希望の方は、下記の「1日公庫」申込書に必要事項をご記入いただきFAXにてお申込ください。

完全予約制ですので、お早めにお申込ください。（電話でのお申込も可能です。）

..... 『1日公庫』申込書 FAX：0263-51-1388

事業所名	
代表者名	
当日参加者名	
電話（連絡先）	
希望時間	①10時～11時 ②11時～12時 ③13時～14時 ④14時～15時 ⑤15時～16時 ※希望する時間帯に○をしてください。

●会場：塩尻商工会議所 会議室（駐車場は市営駐車場をご利用ください。3時間無料の押印をいたします。）

○受付は先着順5事業所までとさせていただきます。（希望時間が重なった場合は、こちらで調整させていただきます。）

○相談資料として、「決算書3期分」をご持参ください。

但し、決算から6ヶ月以上経過している場合は試算表もご準備ください。

※事前に決算書・試算表をお持ちいただければ前もって金融公庫へお渡し、当日すぐにお申込が可能となる場合もございますのでご希望の方ご連絡ください。

なお、会社名印（横判）・実印をお持ちいただきますと手続きもスムーズにおこなえます。



平成24年分 所得税の改正のあらまし(抜粋)

○この改正のあらまきは、所得税の改正を中心に平成24年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

○その他、税に関する情報は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

1. 平成22年度の改正事項のうち、平成24年分の所得税から適用される主なもの

◆生命保険料控除の改組

生命保険料控除が改組され、次の(1)から(3)までによる各保険料控除の合計適用限度額が12万円とされました。(所法76)。

(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

イ. 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「新契約」といいます。)のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等(以下「介護医療保険料」といいます。)について、介護医療保険料控除(適用限度額4万円)が設けられました。

ロ. 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円とされました。

ハ. 上記イ及びロの各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとされました。

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の金額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

ニ. 新契約については、主契約又は特約それぞれの保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用することとされました。

(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「旧契約」といいます。)については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額5万円)が適用され、控除額の計算は次のとおりとされました。

年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

(3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記.ロ及び.ハにかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限4万円)とされました。

イ. 新契約の支払保険料等につき、上記.ハの計算式により計算した金額

ロ. 旧契約の支払保険料等につき、上記.ハの計算式により計算した金額

《適用時期》これらの改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます(平成22年改正法附則4)



2. 平成23年度の改正事項のうち、平成24年分の所得税から適用される主なもの

◆東日本大震災の復興に係る措置 ー 復興特別所得税の創設

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。これにより平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税及び復興特別所得税を併せて申告・納付することになります。

なお、給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されることとなります。(平成25年分以後の源泉徴収税額票は、年末調整を行う時期に配布される予定です。)